

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和元年11月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区保育人材確保事業に関わる採用活動支援業務委託

(2) 目的

世田谷区は、令和2年4月の保育待機児童解消を確かなものとするため、令和元年度で1,387名分の保育定員の拡大を見込んでおり、さらにその後、解消状態を継続していくために、次期子ども・子育て支援事業計画の当初3年間で集中的に保育定員の拡大を図ることを目的とした保育施設整備特別推進策の実施を決定した。

令和2年度から令和4年度の計画拡大量2,466名に対し、新たに約400名の保育士が必要と想定している。他自治体では、保育士確保ができずに、開設遅延や、保育定員を減少させざるを得なくなる事態も起きており、引き続き保育士確保は保育所整備の最大課題の一つである。

そのため、人材確保や紹介に関するノウハウ等を有する事業者を採用活動支援業務を委託し、保育運営事業者の人材確保について積極的に支援していく。

(3) 業務内容

委託事業者の人材確保や紹介に関するノウハウ、情報ネットワーク等を活用することで、保育運営事業者の採用活動を支援する仕組みを構築し、その運用等を行う。

① 世田谷区保育人材情報ポータルサイト（せたがやHoiku Work）の構築・運用

保育士資格を有する者又はこれから取得する者若しくは保育に携わる専門職等（以下、「保育人材」という。）に対して、区内の保育施設に就職してもらえるよう、インターネット上において各保育施設の概要や保育人材に関する求人情報等を閲覧できるポータルサイトを構築・運用する。

本ポータルサイトのトップページでは、区の保育理念・保育方針・保育の質ガイドライン等に関する取り組み等を紹介し、区内で働くこと及び区内で暮らすことの魅力をPRするほか、保育施設の様子・保育士の体験談などのページを作成・掲載する。

②（仮称）保育のおしごと就職相談会の実施

保育人材に対して、保育の楽しさや社会的意義を再認識するために、学識経験者・施設長などの講演等を行うとともに、区内の保育運営事業者12社以上との面談の場を設定する相談会を、10月以降、年2回都内で実施するほか、地方複数都市において上京希望者を対象とした相談会を年14回以上実施し、全国から保育人材を

確保する。なお、集客目標は都内相談会は1回150人、地方相談会は1回3人とする。

③人材確保に関する専門的助言実施事業

新規開設が決定している保育運営事業者に対して、採用活動の手段や手法、求職者に対するプレゼンテーションの方法等に関する専門的助言を年20回行う。

(4) 履行期間

契約締結日（令和2年4月1日）から令和3年3月31日まで

※事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和3～4年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③税務署が発行する法人事業税

④財務諸表（過去2年間）

(3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 保育士の雇用・就業に係る支援の実績があること（自治体以外の受託実績含む）。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 審査方法

(1) 提案内容を合議により審査するため、審査委員会を設置する。

(2) 会社名を伏せ匿名とし、提案書と見積書を基に審査委員会にて総合的に審査を行う。

(3) 審査を行う上で、疑問点や確認事項が生じた場合には、担当者より該当する応募事業者に照会し、担当者が回答を受け、審査者に報告する。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

①事業目的と効果、事業概要について

本事業の実施目的と期待される効果を十分理解して、一体的な実施事業を提案しているか。

②業務運用方針

業務の内容が要件に適合し、保育人材及び新規開設が決定している事業者や区内既存運営事業者（以下、「利用者」という。）にとって有効なものであるとともに、その運用方針及び実施方法は現実的なものか。人材確保に向けた実績が期待できるか。

- ・世田谷区保育人材情報ポータルサイト（せたがやHoiku Work）の構築・運用
ポータルサイトの基本機能は、利用者が利用しやすい機能となっているか。
インターネット上でのアクセス数の向上に向けた取り組みが、適切になされているか。
- ・(仮称) 保育のおしごと就職相談会の実施
就職相談会のプログラムの内容は的確で、利用者が参加しやすい実施手法となっているか。
- ・人材確保に関する専門的助言実施事業
事業内容は的確で、専門的助言を実施する内容に関する提案が具体的か。

③業務処理について

業務処理の流れは明確で、あらゆる場面で受託事業者が責任をもって処理する仕組みになっているか。

④情報システムの安全性について

情報システムは安全性の高いものであり、個人情報保護対策は適切か。

⑤利用者を支援する仕組み

利用者への相談・支援体制は整っているか。

⑥スケジュールについて

事業実施スケジュールは具体的で明確なものか。

⑦事業実施できる体制を組んでいるか

事業部門の設定は適切で、業務に漏れがなく、また責任者の業務履歴は事業内容にあったものであるか。

⑧その他（独自の提案、特にPRしたい点など）

- (2) 経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。
- (3) 過去の事業実績について
- (4) 見積りの金額、内容は妥当なものであるか。

6 手続き等

(1) 担当部課

保育担当部保育課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電話 03-5432-2334 FAX 03-5432-3018

電子メール SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

交付期間 令和元年11月29日（金）～12月13日（金）

交付場所 上記（1）窓口にて交付（ホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限及び場所

提出期限 令和元年12月13日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口へ持参または郵送

※郵送等による提出の場合、到着確認の連絡を必ず行うこと。また、未着や遅延については、理由を問わず提出を受け付けないものとする。

(4) 質問の提出期限及び提出方法、回答方法

提出期限 令和元年12月20日(金)午後5時まで(必着)

提出方法 上記(1)担当部課へ電子メールによる

回答方法 令和元年12月27日(金)

参加表明書を提出した事業者すべてにメールで回答

(5) 提案書の提出期限及び提出場所

提出期限 令和2年1月17日(金)午後5時まで(必着)

提出場所 上記(1)窓口まで持参

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、区が必要と認める専門性の高い業務についてはその限りでない。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記6の(1)に同じ

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一切負担しない。

(9) 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

(10) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(11) 詳細は提案要求説明書による。

(12) 本案件は、令和2年度の提案限度額を37,952,860円としている。区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙参照。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

平成31年3月27日告示による

(適用対象は平成31年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(平成31年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,572円	25	土木一般世話役	2,614円
2	普通作業員	2,242円	26	高級船員	3,092円
3	軽作業員	1,605円	27	普通船員	2,444円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,304円
5	法面工	2,848円	29	潜水連絡員	2,965円
6	とび工	2,869円	30	潜水送気員	2,944円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,739円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,731円
10	鉄筋工	2,890円	34	大工	2,689円
11	鉄骨工	2,699円	35	左官	2,901円
12	塗装工	2,965円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,177円	37	はつり工	2,635円
14	運転手(特殊)	2,529円	38	防水工	3,145円
15	運転手(一般)	2,094円	39	板金工	2,922円
16	潜かん工	3,156円	41	サッシ工	2,689円
17	潜かん世話役	3,730円	43	内装工	2,901円
18	さく岩工	3,145円	44	ガラス工	2,614円
19	トンネル特殊工	3,092円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,550円	47	保温工	2,402円
21	トンネル世話役	3,432円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,156円	50	交通誘導員A	1,615円
23	橋りょう塗装工	3,273円	51	交通誘導員B	1,403円
24	橋りょう世話役	3,613円	52	上記以外の職種	1,070円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,322円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,070円